

「安全・改革・貢献」—安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する—

トラック広報

情報
NOW

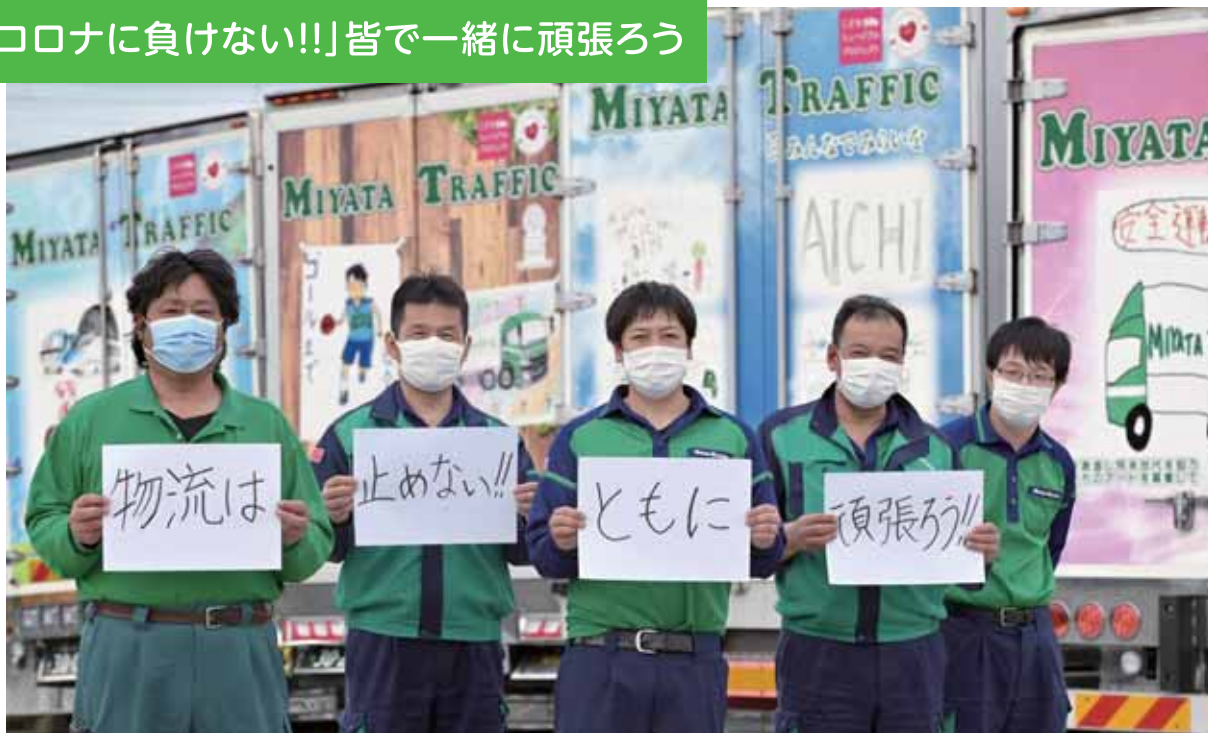
2020
6

令和2年6月15日発行(毎月1回15日発行)(通巻678号) No. 678

毎日新聞(5/12)にWeb掲載された

株式会社 宮田運輸

「コロナに負けない!!」皆で一緒に頑張りよう



※写真提供:毎日新聞社

》CONTENTS

- 令和2年度の熱中症予防行動
- トラ坊のご存知ですか? 「高校生採用に関するスケジュール」
- 第219回理事会が書面決議にて実施される
- 12支部で書面決議にて総会を実施
- 大阪府における感染拡大防止に向けた取り組み(概要)
- 企業向け新型コロナウイルス対策情報 物流業における感染対策
- 適正化事業のページ 令和2年度 安全性優良事業所「支局長表彰」について
- 適正化事業のページ 2020年度 安全性評価事業(Gマーク)について
- その他

》今月のお知らせ

- ◎ 「あかん!くるまの不正改造!」6月は「不正改造車排除運動」強化月間です
- ◎ 6月は「就職差別撤廃月間」です《しない させない 就職差別》
- ◎ 知っていますか? 電波のルール~ 不法無線局取締り強化のお知らせ~
- ◎ 令和2年度トラック広報連載企画 「活躍する若手トラックドライバー」取材協力をお願い
- ◎ その他

》今月の挟み込み

- ◇ 安全実践目標
- ◇ 優秀運転者顕章候補者の推薦について
- ◇ 「優良自動車運転者」表彰の実施について(ご通知)
- ◇ 第35回全国フォークリフト運転競技大会の中止について
- ◇ 令和2年度 安全衛生表彰式 リスク“ゼロ”大阪推進大会の中止について
- ◇ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について(ご案内)



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION



トラック広報

令和2年6月号 通巻678号

一般社団法人
大阪府トラック協会

6 JUN. 月号

お知らせ

挟み込みの「安全運転実践目標」については、当協会ホームページのトップにバナーを作成しています。
毎月初めに最新のものを掲載しておりますので、ご活用ください。

記事

- ◎ 令和2年度の熱中症予防行動 1
- ◎ トラ坊のご存知ですか
「高校生採用に関するスケジュール」 2
- ◎ 第219回理事会が書面決議にて実施される 5
- ◎ 12支部で書面決議にて総会を実施 12
- ◎ 大阪府における感染拡大防止に向けた取り組み(概要) ... 13
- ◎ 企業向け新型コロナウイルス対策情報
物流業における感染対策 17
- ◆ 適正化事業のページ
令和2年度 安全性優良事業所「支局長表彰」について ... 19
- ◆ 適正化事業のページ
2020年度 安全性評価事業（Gマーク）について 20
- ◎ 令和2年度 第29回児童絵画コンクール開催について ... 表2

お知らせ

- ・「あかん！くるまの不正改造！」6月は「不正改造車排除運動」強化月間です... 22
- ・6月は「就職差別撤廃月間」です《しないさせない就職差別》... 24
- ・知っていますか？電波のルール～不法無線局取締り強化のお知らせ～... 25
- ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 申込み受付中！... 26
- ・令和2年度 トラック広報連載企画
「活躍する若手トラックドライバー」取材協力をお願い ... 33
- ◆近畿共済のページ..... 27
- ◆大貨健保のページ..... 28
- ◆大貨特退共のページ..... 29
- ◇Let's Try Cooking 1. 2. 3 [オレンジ寒天・水ようかん] ... 30
- ◇近畿地区軽油価格調査集計表（4月分） 31
- ◇軽油「元売別」購入価格表（4月度） 31
- ◇府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月） 31
- ◇NA SVAだより..... 32
- ◇お悔やみ申し上げます..... 32
- ◇6月の安全運転実践目標（挟み込み）
事業用貨物自動車の交通事故発生状況

令和2年度 第29回児童絵画コンクール

今年も児童絵画コンクールを開催いたします。詳細(チラシ)につきましては次号および後日ホームページでご案内いたします。

- (1) テーマ
「わたしたちの生活をささえるトラック」
- (2) 募集期間
令和2年7月6日(月)～令和2年9月18日(金)
- (3) 応募資格
大阪府内に居住又は通園・通学する幼稚園児、保育園児及び小学生

- (4) 作品サイズ
用紙は四つ切り画用紙
(約38cm×約54cm)
- (5) 画材
クレヨン・クレパス・
水彩絵の具など



お問い合わせはこちらまで TEL: 06-6965-4001

(一社)大阪府トラック協会 企画室



令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

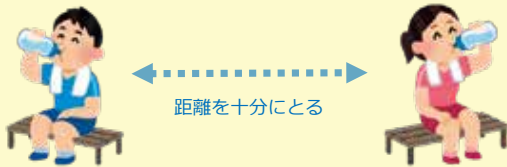
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

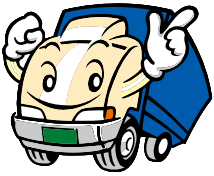


新型コロナウイルス感染症に関する情報：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

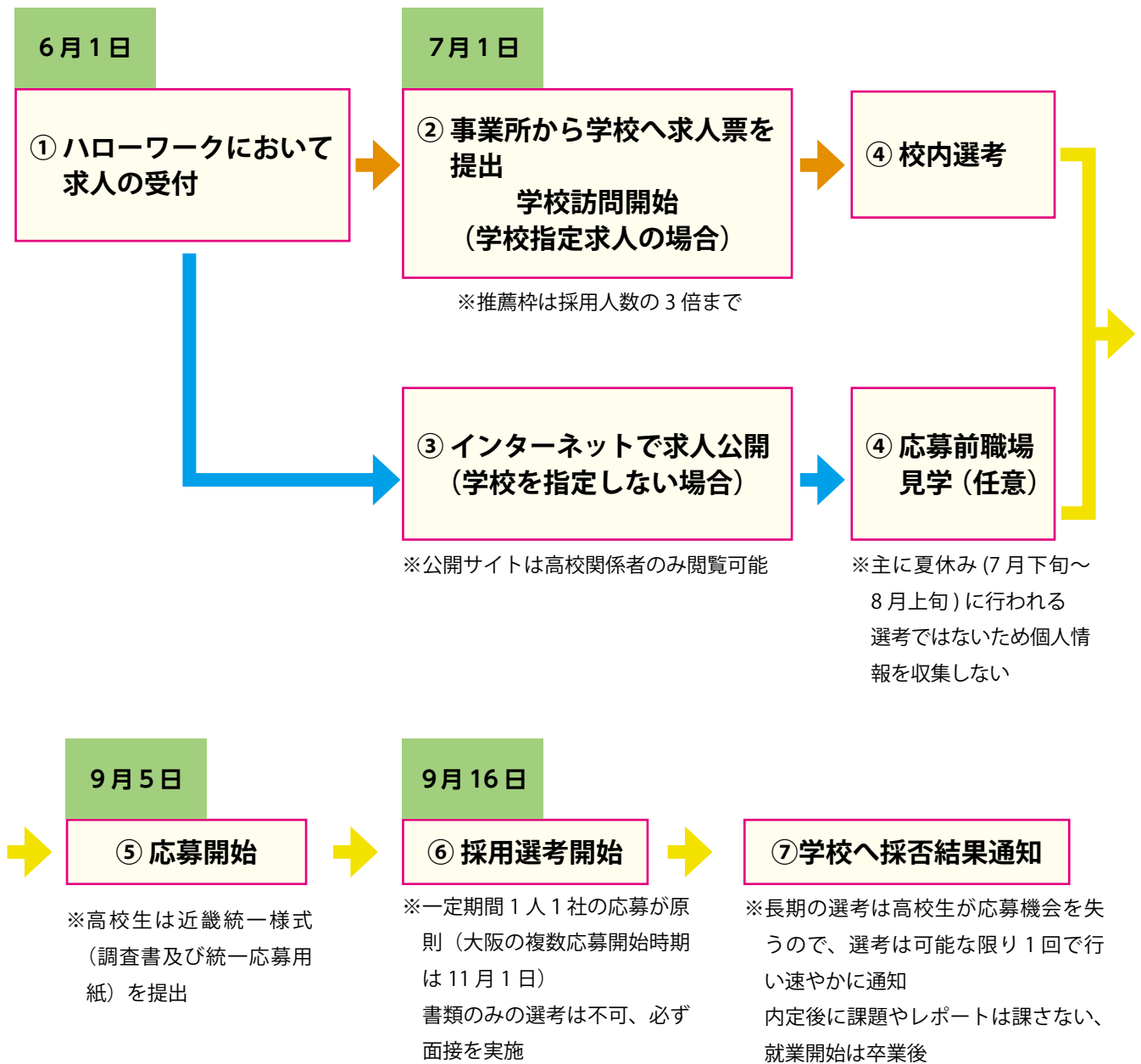




トラ坊のご存知ですか？

「高校生採用に関するスケジュール」

高校生の職業紹介は、ハローワークと高校との連携により実施しており、国（厚労省、文科省）、高校（全国高等学校長協会）、主要経済団体（日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）の申し合わせにより、求人活動による授業や学校生活への影響を最小限に抑えるために、次の通り求人の手続きや応募のスケジュール等が定められています。



大阪労働局より資料を提供いただいています

重要

新型コロナウイルス感染症の影響による 高卒求人提出時のご対応について

新規高等学校卒業予定者の採用選考については、「高等学校就職問題検討会議」の申し合わせ（以下「申し合わせ」）により、今年度は推薦開始日を9月5日以降、選考開始日を9月16日以降、複数応募（一人2社）を11月1日以降としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後上記日程の一部が後ろ倒しとなる可能性があります。

つきましては、求人申込書の記載方法、ならびに日程の後ろ倒しが生じた際の柔軟な対応についてご理解・ご協力をお願いいたします。

1 「選考方法」欄の「受付期間」「選考日」「複数応募」について

各項目について、多くの事業所では上記申し合わせ日程日以降（例：選考日「9月16日以降随時」）とされていますが、各項目は申込み時における「申し合わせ」の日程に基づいた記載をお願いいたします。

2 返戻時の求人票記載内容について

求人申込み後、各日程が後ろ倒しとなる可能性があるため、返戻時の求人票記載内容が、**1**でお申込みいただいた内容から変更となる可能性があります。求人内容の変更作業は各ハローワークで行いますので、手続きを改めて行う必要はありません。

3 返戻時期について

各日程の後ろ倒しに伴い、求人票の変更作業を各ハローワークで実施する必要があるため、各日程の変更内容・決定時期によっては、返戻の時期も後ろ倒しとなる可能性があります。何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

4 応募前職場見学について

職場見学については積極的に受入れをお願いし、学事日程に影響のない夏休み期間等をお願いしているところですが、休校に伴い夏休みの期間が各校異なる場合がありますので、柔軟な対応にご協力をお願いいたします。

5 大阪ハローワークHP（下記QRコード参照）を定期的にご確認ください

今年度高卒求人をお申込みいただいた時点で日程変更がされていなくとも、後日変更される可能性がございます。その場合は、速やかに大阪ハローワークHPでお知らせをいたしますので**定期的**に**チェック**をお願いするとともに、変更された場合に備えた採用計画の準備をお願いいたします。

大阪ハローワーク
HP(QRコード)



大阪労働局・ハローワーク



人材確保・育成等に向けた好事例集 (トラックドライバーの採用・定着に向けた取組事例・ポイントを紹介します)

運送事業者や専門家等へのアンケート・ヒアリングを通じ、
人材確保・育成や、取引環境改善に向けた取組等について調査。



以下の観点から調査・分析を実施。

- ・女性、若者、高齢者などの多様な人材の採用に関して、働き手は何を重視し、事業者はどのような効果的な取組を実施しているか。
- ・ドライバーの定着率の向上に向けて、どのような取組が有効か。
- ・提案力を有する人材の育成を見据え、取引環境改善に向けた荷主との交渉を行うには、どのような点に留意すべきか。



事業者における人材確保・定着に向けた好事例・ポイントや、荷主との交渉におけるポイントなどを紹介。

【主な内容】

- 運送事業者の好事例の紹介
- 採用に向けたポイント
(柔軟な勤務制度、キャリアパスの提示等)
- 人材定着に向けたポイント
(研修制度の充実、コミュニケーションの徹底等)
- 取引環境改善のためのポイント
(「乗務記録」の活用、原価計算の実施等)

こちらからダウンロードできます (国土交通省ホームページ)
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html



第219回理事会が 書面決議にて実施される

令和元年度の事業報告・決算などを審議する「第219回理事会」が開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、書面決議にて事業報告ならびに決算など次の議題が検討され、承認された。

<議題>

- (1) 会員の入・退会の報告について
- (2) 令和元年度事業報告書の骨子について
- (3) 令和元年度各会計収支決算について
- (4) 信用保証料助成事業に係る暫定処置(案)について
- (5) 定款第23条第7項に基づく業務執行状況報告について
- (6) 公益目的支出計画実施報告について
- (7) 協会長表彰について
- (8) 第108回定時総会開催の日時について

◇会員の入・退会報告

新規会員計13社の入会と退会15社

◇令和元年度事業報告書の骨子について

第1章 庶務関係

- ▽第1. 会員
- ▽第2. 役員
- ▽第3. 顧問・相談役
- ▽第4. 委員会の構成
- ▽第5. 事務局の機構
- ▽第6. 会議(①総会、②理事会、③常任理事会、④正・副会長会議、⑤その他の会議)
- ▽第7. 表彰関係
- ▽第8. 官庁に対する届出・申請事項
- ▽第9. 関係要路に対する陳情・要望事項
- ▽第10. 関係当局の通達、その他

第2章 事業関係

▽第1. 基本方針

<主要課題>

1. 交通・労災事故防止の推進

▽関係法令遵守と交通安全・労災事故防止啓発活動の推進

▽トラック事業における総合安全プラン2020に基づく対策の推進

▽飲酒運転・過積載運行・過労運転の防止対策の推進

▽ドライバー等安全運転研修の推進

▽運転マナーの向上啓発

▽陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進

▽健康診断並びに睡眠時無呼吸症候群に関する検査事業の実施

▽長時間労働の抑制に向けた環境整備の推進

2. 環境対策の推進

▽環境対応車導入の推進

▽ポスト新長期規制適合車導入融資制度の利子補給事業

▽国道43号等の迂回対策の推進

▽エコドライブ等省エネ・環境改善事業の推進

3. 事業の適正化対策の推進

▽事業所巡回指導強化等による適正化の推進

▽輸送秩序確立対策の推進

▽貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の推進

▽運輸安全マネジメントの普及啓発

▽運輸行政及び全国実施機関・近畿各実施機関との連携

▽適正化事業指導員に係る研修の充実

並びに更なる資質の向上

4. 社会的責任の遂行

▽緊急救援物資輸送体制の整備推進 ▽輸送サービスセンターの適正な運営 ▽関係機関等の連携による消費者保護対策の推進

5. 事業の振興と経営基盤の強化

▽情報化への的確な対応と物流効率化対策の推進 ▽公正取引並びに中小企業経営基盤強化対策の推進 ▽信用保証事業の推進 ▽近代化基金融資の推進 ▽労働力の確保及び人材育成対策の推進 ▽引越事業者優良認定制度の普及推進

6. 広報対策

▽協会機関誌「トラック広報」の発行及びホームページ等による情報提供の推進 ▽トラック事業への理解促進並びに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報の実施

7. 全ト協等との連携による事業の推進

▽標準貨物自動車運送約款の浸透等による運賃・料金收受の推進 ▽軽油引取税旧暫定税率の廃止等税負担の軽減 ▽自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現 ▽高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・割引制度の充実及び高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現 ▽トラック運送業における契約の書面化の推進 ▽長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進 ▽女性の活躍推進 ▽高校新卒者等若年労働力の確保対策 ▽参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進 ▽駐車規制問題対策への対処 ▽大阪トラックステーションの管理運営対処

▽第2. 適正化事業実行運営委員会

▽第3. 信用保証実行運営委員会

▽第4. 常任委員会並びに特別委員会活動

1. 総務委員会 2. 交付金事業委員会 3. 労務委員会 4. 交通対策委員会 5. 環境対策委員会 6. 中小企業・物流対策委員会 7. 広報委員会 8. 特別委員会

▽第5. 部会活動

1. 重量部会 2. 鉄鋼部会 3. 百貨店部会 4. 路線部会 5. タンクトラック部会 6. 海上コン

テナ部会 7. セメント部会 8. 取扱部会 9. 建設部会 10. 引越部会 11. 青年部会

▽第6. 主たる一般活動

▽第7. 全会員に対する通報事項

▽第8. 主たる事業日程

◇令和元年度各会計収支決算について

【実施事業等(輸送の振興・安全・環境保全事業)】

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

①交付金収入 = 611,080,000 円 ②特定資産運用収入 = 6,164,799 円 ③(公社)全ト協助成金収入 = 91,075,276 円 ④雑収入 = 103,097 円

▼事業活動収入計 = 708,423,172 円

2. 事業活動支出

①政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出 = 292,254,844 円 ②政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業支出 = 18,326,973 円 ③政令第3号. 環境の保全に関する事業支出 = 103,574,474 円 ④政令第4号. 適正化に関する事業支出 = 171,281,269 円 ⑤政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業支出 = 17,598,812 円 ⑥政令第8号. 中央出捐金支出 = 140,548,000 円 ⑦政令第1~7号. 共通事業支出 = 116,370,826 円 ⑧利子補給事業費支出 = 76,197,301 円

▼事業活動支出計 = 936,152,499 円

▽事業活動収支差額 = -227,729,327 円

II 投資等活動収支の部

1. 投資等活動収入

①近代化基金特定資産取崩収入 = 1,103,334,089 円 ②他会計からの繰入額 = 49,472,724 円

▼投資等活動収入計 = 1,152,806,813 円

2. 投資等活動支出

①近代化基金特定資産取得支出 = 934,478,327 円 ②固定資産購入支出 = 1,955,800 円

▼投資等活動支出計 = 936,434,127 円

▽投資等活動収支差額 = 216,372,686 円

III 予備費

▽当期収支差額 = -11,356,641 円 ▽前期繰越収支差額 = 30,453,813 円 ▽次期繰越収支差額 = 19,097,172 円

【他 1. 会員関連事業(信用保証)】

※詳細は第 145 回信用保証実行運営委員会の記事
をご参照下さい。

【他 2. 収益事業(総合会館運営事業)】

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入 = 100,753,264 円
2. 事業活動支出 = 70,111,422 円
▽事業活動収支差額 = 30,641,842 円

II 投資等活動収支の部

1. 投資等活動収入 = 380,391,233 円
2. 投資等活動支出 = 405,184,253 円
▽投資等活動収支差額 = -24,793,020 円

III 予備費支出 = 0 円

▽当期収支差額 = 5,848,822 円 ▽前期繰越収
支差額 = 23,414,880 円 ▽次期繰越収支差額
= 29,263,702 円

【他 2. 収益事業(地区 S C)】

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入 = 12,169,782 円
2. 事業活動支出 = 13,446,503 円
▽事業活動収支差額 = -1,276,721 円

II 投資等活動収支の部

1. 投資等活動収入 = 4,904,475 円
2. 投資等活動支出 = 3,240,504 円
▽投資等活動収支差額 = 1,663,971 円

III 予備費支出 = 0 円

▽当期収支差額 = 387,250 円 ▽前期繰越収
支差額 = 1,980,384 円 ▽次期繰越収支差額 =
2,367,634 円

【他 2. 収益事業(商品会計)】

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入 = 2,510,579 円
2. 事業活動支出 = 2,354,887 円
▽事業活動収支差額 = 155,692 円 ▽当期収
支差額 = 155,692 円 ▽前期繰越収支差額 =
1,850,271 円 ▽次期繰越収支差額 = 2,005,963 円

【他 1. 会員関連事業(会員厚生事業)及び法人会計】

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入 = 560,354,751 円
2. 事業活動支出 = 479,784,569 円
▽事業活動収支差額 = 80,570,182 円

II 投資等活動収支の部

1. 投資等活動収入 = 253,800 円
2. 投資等活動支出 = 72,943,324 円
▽投資等活動収支差額 = -72,689,524 円

III 予備費支出 = 0 円

▽当期収支差額 = 7,880,658 円 ▽前期繰越収
支差額 = 279,574,254 円 ▽次期繰越収支差額
= 287,454,912 円

◇信用保証料助成事業に係る暫定処置(案)について

現下の新型コロナウイルス感染症の蔓延は、物
量の大幅な減少だけではなく、荷主企業の経営に
も大きな影響を与えており、同感染症の終息後も
会員事業者の経営不安が続くと考えられる。

政府では中小企業の経営安定化を図るため、無
利子・無担保融資やセーフティネット保証に係る
保証料の減免措置等をとっているが、減免割合も
経営状況によって差異があるものと考えられるた
め、状況に応じて更なる安定化施策が必要である。

こうした状況を受け、平成 30 年度より休止して
いる信用保証料助成事業を暫定的に再開し、会員
事業者の経営安定化に努める。

▽予算措置

交付金予算 保証料助成事業支出 2,000 万円

◇定款第 23 条第 7 項に基づく業務執行報告について

1. 総務関係業務

(1) 会議

- ① 会議 正副会長会議(12/10)他 15 回
- ② 外部会議 全ト協正副会長会議(1/16)他 10 回

2. 広報、税制、要望関係業務

- (1) 会議(会議 4 回 外部会議 2 回)
- (2) 協会機関誌「トラック広報」の発行(12 月～4 月)
▽発行回数・月 1 回 ▽発行部数・4,150 部
- (3) 第 28 回児童絵画コンクール表彰式 ▽開催
日時・令和元年 12 月 25 日 ▽応募数・2,280
点 ▽入賞者・21 名

(4) 各種広報活動の実施

- ① パンフレットによる協会活動の P R

②近畿トラック協会における効果的な広報活動への参画

③人材確保対策に関するPR等

- ・しごと探索バスツアー(1/22) 他3回
- ・サンケイリビング新聞社「中学生新聞」への広告記事掲載

3. 交通、環境、労働関係業務

(1)交通対策委員会関係

①会議・研修会 正副委員長会議(2/17)他3回

②助成事業

- ▽運転記録証明書
- ▽適性診断(一般)受診
- ▽先進安全自動車(ASV)
- ▽運行管理者講習(基礎講習)受講
- ▽アルコールインターロック装置
- ▽ドライブレコーダ
- ▽後方視野確認支援装置(バックアイカメラ)
- ▽ドライバー等安全教育訓練
- ▽準中型免許取得
- ▽初任運転者教育

③緊急輸送訓練

- ・大阪市物資輸送訓練(2/5) 他3回(訓練)
- ・令和元年度 関西災害時物資供給協議会総会 他2回(会議)
- ・新型コロナウイルス感染防止対策に係る緊急輸送(2/5) 他7回(緊急輸送)

(2)環境対策委員会関係

①会議・研修会 正副委員長会議(2/21)他6回

②助成事業

- ▽グリーンエコプロジェクト
- ▽アイドリングストップ(蓄熱マット等)
- ▽グリーン経営認証取得
- ▽EMS機器
- ▽低燃費タイヤ(エコタイヤ)

(3)労務委員会関係

①会議・研修会 正副委員長会議(2/25)他4回

②助成事業

- ▽SAS検査
- ▽血圧計
- ▽特定業務従事者を対象とした移動健康相談

(4)外部会議関係

- ①大阪府自動車交通事故防止実行会
- ②全ト協関係(会議等 8回)
- ③その他(セミナー等 5回)

4. 中小企業・物流対策及び交付金事業関係

○中小企業・物流対策関係業務

(1)会議等(3回)

(2)後継者育成研修会(9回)

(3)研修会(1回)

(4)助成事業

- ▽中小企業大学校受講促進
- ▽自家用燃料供給施設整備事業

(5)都市内物流の効率化対策

- ・大阪市内地区における駐車規制問題の解消に向けての活動 駐車対策連絡会議(2/7)
- ・WebKITの普及促進

(6)「運び方改革」の推進

- ・働き方改革関連法に係る全会員事業者へのアンケート調査
- ・「運び方改革」に向けた決起大会(12/10) 他1回
- ・「安全運行宣言」ポスターとステッカーの配布

○交付金事業関係業務

(1)会議(3回)

(2)助成事業

- ・利子補給事業
一般融資 31件・348,200千円
ポスト新長期等融資 291件・4,708,500千円

○信用保証事業

- ・債務保証 1件・2台・25,100千円

○外部会議関係

- ▽全ト協委員会関係(2回)

5. 適正化事業関係

(1)会議

①本部開催(8回) ②支部開催(21回)

(2)2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の実施

①申請期間 令和元年7月1日～12日

②申請件数 601件(新規103件・初回更新90件・2回目更新143件・3回目更新142件・4回目更新38件・5回目更新85件)

③認定状況 581件(新規97件・初回更新87件・2回目更新139件・3回目更新139件・4回目更新36件・5回目更新83件)

6. 部会関係業務

(1)会議等

- ▽重量部会
- ▽鉄鋼部会
- ▽タンクトラック部

会 ▽百貨店部会 ▽路線部会(九州分会、四国路線分会、山陰・北陸・東北路線分会、大阪市内地区営業推進協議会) ▽海上コンテナ部会 ▽セメント部会 ▽建設部会 ▽取扱部会 ▽引越部会 ▽ダンプカー部会(平成18年度より休会中) ▽青年部会

(2)外部会議(全ト協関係等)

▽重量部会 ▽タンクトラック・高圧ガス部会 ▽利用運送・積合部会 ▽青年部会 ▽海上コンテナ部会

◇公益目的支出計画実施報告について

公益目的支出計画実施報告(令和元年度の実施状況)

○事業の実施状況について

[交通・労災事故防止対策]

1. 交通安全運動等の各種交通安全活動にかかる広報・啓発事業の実施
 - ①各種「交通安全」活動等の実施
 - ②「交通安全運動」等の各種行事への参加
 - ③交通安全教室等の実施
 - ④小学校低学年向け交通安全教育用DVD作成

2. トラックドライバーコンテストの開催

3. 自動車事故対策機構等の活用

4. 運転記録証明書交付手数料の助成の実施

5. 安全装置等導入促進助成の実施

▽後方視野確認支援装置 ▽側方視野確認支援装置 ▽先進安全自動車(ASV) ▽ドライブレコーダー ▽アルコールインターロック装置

6. 交通労災防止協調事業の実施

[大気汚染防止等環境保全対策]

1. 環境対応車の導入促進

2. エコ・ドライブの普及促進

①EMS機器導入助成 ②蓄熱マット等の購入助成 ③低燃費タイヤの導入助成 ④グリーン経営認証取得の促進 ⑤グリーン・エコプロジェクトの推進

3. 広報等

[事業の適正化対策]

1. 事業所巡回指導の強化と効果的指導の推進

2. 輸送サービスの向上

[災害時緊急救援物資輸送ならびに輸送サービスの改善]

1. 緊急輸送体制の整備

2. 輸送サービスのPR

①トラック広報の発行 ②「トラックの日」行事の実施(トラックフェスタ2019・交通フェア)

③第28回児童絵画コンクールの実施 ④その他PR活動の実施

[交付金事業管理]

1. 交付金事業計画および資金計画の策定等対処

2. 交付金運営事業

3. 近代化基金の運用対処

4. 近代化基金融資の対処

[中央出捐金]

令和元年度も大阪府運輸事業振興助成補助金の出捐金拠出が認められなかったため、全日本トラック協会助成金収入ならびに会員厚生事業会計から140,548,000円を拠出した。

◇協会長表彰について

表彰日時 令和2年5月15日(金)

会員表彰52社

◇第108回定時総会開催日時について

開催日時 令和2年6月9日(火)午後2時

開催場所 大阪府トラック総合会館6階

研修センター601号室

※上記のとおり開催いたしますが、会員事業者の皆様のご生命および健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、可能な限り当日のご出席を控えていただくとともに、「委任状」での出席、または「議決権行使書面」の提出を要請いたします。

理事会に先立って開催される予定であった常任理事会ならびに委員会関係についても書面決議にて実施され、次のとおり承認・決定された。

第 308 回 常任理事会

<議題>

(1) 会員の入会の承認および退会について

◇会員の入・退会承認について

新規会員計 13 社の入会と退会 15 社

第 96 回 適正化事業実行運営委員会

<議題>

(1) 令和元年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業
実施機関 事業報告について

(2) 令和元年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業
実施機関 収支決算報告について

◇令和元年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実 施機関 事業報告について

1. 委員会の開催

適正化事業実行運営委員会(2回)

2. 事業所の適正化

(1) 事業所巡回(新規・安全性・労基通報特別巡
回含む)

▽実施状況 1,699 社

▽評価区分内訳 A = 622 社 B = 405 社

C = 384 社 D = 198 社 E = 53 社 その他
= 37 社

(2) 速報制度への対処

▽速報件数 8 社 8 件

(3) 集団指導講習会(個別サポート)

▽第 1 回(8/9) ▽第 2 回(2/21)

(4) 大阪運輸支局・調査関係について

▽事業施設(通報)4 件▽その他(新規巡回他)
117 件

3. 許・認可業務

4. 輸送サービスの向上について

本・支部輸送サービスセンター相談等状況 =
9,645 件

5. 支部夜間パトロールの実施

○実施回数 = 135 回 ○現認車両数 = 77 台

6. 全国実施機関・近畿各府県実施機関との連携

(1) 安全性評価事業(Gマーク)の推進

事前説明会(4/5) 説明会(5/23)

▽申請受付期間 令和元年 7 月 1 日～ 12 日

▽申請状況 = 601 事業所

▽認定状況 = 581 事業所

(2) 安全性優良事業所表彰(局長・支局長)への対処

局長表彰

▽表彰式 令和元年 11 月 27 日

▽受賞 12 事業所

支局長表彰

▽表彰式 令和元年 11 月 22 日

▽受賞 6 事業所

(3) 運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミ
ナー」の開催

▽開催日 令和 2 年 2 月 19 日、20 日

▽参加者 178 名

(4) 初任運転者特別講習の開催(9/11)

(5) 適正化事業指導員全国研修への参加(4回)

(6) 近畿各府県トラック協会・適正化事業部(課)
長会議の参加(7/26)

(7) 近畿ブロック適正化事業指導員研修の参加

(10/31)

7. 荷主・荷主団体への運賃秩序確立に向けた取
り組み

第 37 回物流セミナーの開催

▽開催日 令和元年 11 月 18 日(月)

▽講 師 中国問題グローバル研究所所長
遠藤 誉氏

▽講 演 米中攻防とファーウェイのゆくえ

▽参加者 186 名

8. 適正化事業実施機関の中立性確保

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関評議
委員会の開催(8/6)

9. 運輸行政との連携

(1) 大阪運輸支局との適正化事業実施連絡会の開
催(11回)

(2) 近畿運輸局との合同による新規許可事業者指
導講習会の開催(4回)

(3) 整備管理者選任後研修(6回)

10. PR活動

(1) 「トラック広報」(機関誌)ならびにホームペー
ジへの掲載

- 2019 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業について< 4月>
- 「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」説明会(新規取得予定事業者向け)の開催について< 4月>
- 「第 37 回物流セミナー開催」について(ご案内)< 9月>
- 2019 年度「整備管理者」選任後研修の開催について(ご通知)< 4, 8, 1月>
- 2019 年度初任運転者特別講習の開催について(ご案内)< 7, 10月>
- 運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」のご案内< 1月>

◇令和元年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支決算報告について

収入の部

1. 特別会計受入収入 = 149,708,269 円
 2. 適正化事業助成費受入収入 = 21,573,000 円
- ▼合計 = 171,281,269 円

支出の部

政令第 4 号 適正化に関する事業

1. 安全運行パトロール費 = 137,596,572 円
 2. 輸送サービスセンター運営費 = 23,040,000 円
 3. 啓発広報活動費 = 2,411,639 円
 4. 輸送秩序確立運動費 = 8,233,058 円
- ▼合計 = 171,281,269 円

第 145 回 信用保証実行運営委員会

< 議題 >

- (1) 令和元年度信用保証事業報告ならびに令和元年度信用保証事業収支決算報告承認について

◇令和元年度信用保証事業報告

1. 委員会の開催
 - ▽第 143 回～第 144 回 2 回開催
2. 信用保証事業の実施状況
 - (1) 債務保証状況
 - ▽保証件数 = 10 社 10 件
 - ▽金額 = 9, 870 万円
 - ▽融資実行件数 = 14 件
 - ▽融資実行額 = 1 億 4,750 万円
 - ▽保証残高(累計)

= 66 件、3 億 3,728 万 3,000 円

(2) 保証料納入状況

▽保証実行 14 件、1 億 4,750 万円に対する保証料は 181 万 3,131 円で、一括前納。

(3) 代位弁済状況

▽前期末代位弁済残高 = 8 件 5,876 万 5,845 円に対し、今期中に 1 件の事故(債務残高 302 万 8,000 円)が発生し、314 万 1,374 円(利息等 11 万 3,374 円)の代位弁済

▽代位弁済に伴う回収 = 1,000 万 9,981 円

▽本年度末代位弁済残高 = 8 件 5,189 万 7,238 円

(4) 利用承諾状況

▽協同組合からの利用承諾なし

(5) 支部保証利用状況

▽10 件 98,700 千円

(6) 出捐金拠出状況

▽前期末出損状況 = 698 社・12,572 口・628,600 千円

▽期末出損状況 = 692 社・12,572 口・628,600 千円

3. 信用保証制度協定ディーラー

◇令和元年度信用保証事業収支決算報告

[令和元年度信用保証収支決算書]

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入 = 12,864,210 円
 2. 事業活動支出 = 15,950,215 円
- ▽事業活動収支差額 = -3,086,005 円

II 投資等活動収支の部

1. 投資等活動収入 = 298,409,019 円
 2. 投資等活動支出 = 286,550,000 円
- ▽投資等活動収支差額 = 11,859,019 円

III 予備費支出 = 0 円

▽当期収支差額 = 8,773,014 円

▽前期繰越収支差額 = 34,884,095 円

▽次期繰越収支差額 = 43,657,109 円

12支部で書面決議にて総会を実施

大ト協第108回定時総会に先立ち、12支部で総会が開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、書面決議にて令和元年度の事業報告と決算報告、ならびに令和2年度の事業計画や収支予算、任期満了に伴う役員の改選などが検討され、承認された。

〈各支部の支部長は以下のとおりです〉

河 北 支 部	石原 修氏	株式会社つばめ急便
中 央 支 部	平井 信一氏	双葉運送株式会社
西 支 部	八木 健氏	八木運送株式会社
浪 速 南 支 部	坂本 龍次氏	やまと運輸株式会社
大 正 支 部	麦踏 勝吉氏	株式会社丸麦運輸
第 六 支 部	古谷 裕子氏	北港運輸株式会社
北 大 阪 支 部	中野 由彦氏	中野運送株式会社
東 北 支 部	尾崎 唯彦氏	日之出運送株式会社
南 大 阪 支 部	坂中 良郎氏	エスエーロジテム株式会社
東 大 阪 支 部	福塚 正昭氏	福塚運送株式会社
泉 州 支 部	高山 久男氏	高山運輸株式会社
港 支 部	藤井 武治氏	株式会社藤井商会

大阪府における感染拡大防止に向けた取り組み (概要)

(5月28日公表分)

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月30日から令和2年7月31日

③ 実施内容

●外出について

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。

- ・5/31まで：これまでにクラスターが発生した施設への外出や、府県をまたいだ移動を控えること
- ・6/1～6/18：一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を控えること

●イベントの開催について

開催規模を概ね3週間ごとに順次拡大。定めた参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催すること。

●施設の使用について

6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。

※府民や事業者などに対し、適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の登録・利用の協力を要請

外出について

➤ 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

5月31日まで	6月1日～6月18日
○接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設への外出を控えること ○レジャーなど、不要不急の府県をまたいだ移動を控えること	○一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間のレジャーなど、不要不急の移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ① 「三つの密」の回避
- ② 身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2m確保）
- ③ マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ④ 手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ⑤ 在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑥ 「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

イベントの開催について

- 適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」導入の協力を要請。
開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること。

【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
○屋内：100人以下 ○屋外：200人以下	○屋内・屋外：1,000人以下 ○全国的な人の移動を伴うイベント (プロスポーツ等)は、無観客で開催	○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること
- 屋外：人と人との距離を十分に確保できること

- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

施設の使用について

- 6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。
感染拡大防止の観点から、以下の内容について協力を要請。

1. 6月1日から休止要請を解除する施設（引き続き5月31日までは休止を要請）

- ・全国でクラスターが発生した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守することを条件に、休止要請を解除。 但し、業界団体等がガイドラインを作成するまでの間は、府が定めるガイドラインによるものとする。 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策の実施を要請。
運動施設、遊技施設	スポーツクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

2. 上記1以外の施設

・文教施設、大学・学習塾等、劇場等、集会・展示施設など

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。 ⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館、貸会議室	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設	ダンスホール、性風俗店、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く）、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

・社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等

施設区分	施設内訳	要請内容
医療施設	病院、診療所、薬局 等	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。 ・飲食店等には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等	
工場等	工場、作業場 等	
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月25日改正）を踏まえた整理

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

企業向け新型コロナウイルス対策情報

物流業における感染対策

各事業者さまにおいて次頁のチェックリストをご活用ください

経営者・総務人事担当者のみならず、配送作業を行う従業員の感染対策は万全でしょうか？

緊急事態宣言が出されている感染拡大地域での業務は、従業員の不安も大きいと思われそうですが、きちんと感染対策を取ることでリスクは低減できます。

1. 課題の背景

緊急事態宣言下においても物流・輸送サービスは十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続を要請されています。^{*1)}

配送業務を行う従業員が、感染者や濃厚接触者となってしまった場合、長期間にわたり職場離脱が予想されます。作業者に下記の対策を実施させるとともに、管理者も人員確保含めた作業体制、連絡体制の整備など改めて感染対策を見直し、徹底しましょう。

2. 企業でできる対策

新型コロナウイルスの感染様式はインフルエンザと同じく、飛沫感染、接触感染です。「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン(緊急対策マニュアル)」が準用可能です。^{*2)}

- ・物流業における新型インフルエンザ対策ガイドラインおよび副読本のチェックリスト 2, 3)^{*3)}。
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト 4)^{*4)}

<関連情報リンク>

*1) 公益社団法人全日本トラック協会 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた事業の継続に係る要請等について(依頼)
<http://www.jta.or.jp/info/coronavirus/20200409.pdf>

*2) 公益社団法人全日本トラック協会 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン(緊急対策マニュアル)」
<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>

*3) 公益社団法人全日本トラック協会 「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf

*4) 厚生労働省 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>

【文責】 守田 祐作 (産業医科大学 健康開発科学)

※本文章は、産業医有志グループ(今井・櫻木・田原・守田・五十嵐)で作成しました。

厚生労働省新型コロナウイルス対策本部クラスター対策班・和田耕治先生(国際医療福祉大学・公衆衛生学教授)のサポートも受けております。

OHサポート株式会社(代表/産業医 今井 鉄平)では、経営者・総務担当者向けに必要な感染拡大防止策情報を随時配信しています。

本情報は著作権フリーですので、ぜひお知り合いの経営者・総務担当者の方に拡散をお願いします。

また、動画配信を始めました。第1回より順次、配信していきます。

本内容に関するご意見・ご要望は、下記までお寄せください。

covid-19@ohsupports.com

※動画配信を始めました。第1回より順次、配信していきます。

<https://www.youtube.com/channel/UC4lRPnKfYPC6cT1Jvom5VbA>

※これまでに配信しましたバックナンバーは、<http://www.oh-supports.com/corona.html> をご覧ください。

物流業における感染対策のポイントと補足点

1) 従業員の健康管理

感染拡大防止のため、体調不良時は仕事をしないよう徹底する

- 発熱や風邪症状があるときは、軽症でも業務を行わないことを徹底する
- 点呼時及び定時連絡時に、日々の検温、風邪症状の有無を確認する
- 改善基準告示を遵守し、長時間労働を避け、睡眠・休息時間を十分確保する

2) 点呼時

新型コロナウイルスは、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあります。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています

- 対面でのやりとりはできるだけ短く、可能な限り2mの距離を取って行う
- アルコールチェッカーは携行型など1人1人専用の物を用いることが望ましい。
据え置き型を共用する場合は、マウスピースは毎回交換し、本体を次亜塩素酸ナトリウムで消毒する^{*5)}をご覧ください。
←アルコール消毒を用いるとチェッカーが反応してしまうためです。^{*6)}

3) 受け渡し・荷役作業時の対策

新型コロナウイルスは、無症状であっても呼吸量が増える活動時に感染事例が報告されています。荷役作業は作業負荷が高くなりがちであり、負荷を下げる、対人距離を取る対策が必要です。

- 荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用により作業負荷を下げる
- 作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う
- 共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う
(アルコール消毒可)
- 手洗いが困難な場合は、荷役作業時に使い捨ての手袋を使用する方法も検討する
- 商品の受け渡し方法について、相手先と事前相談し、対面でのやりとりはできるだけ短く、可能な限り2mの距離を取っておこなう。

4) 休憩時の対策

休憩所や飲食店などでの感染リスクを避ける

- 可能な限り飲食店ではなく、車内や宿泊する個室で食事を摂る
- 飲食店で食事を摂る場合は、他人との距離を取る（混んでいる店は避ける）
- 食料品の買い物など必要不可欠な場合を除き、外出は極力避ける

5) 共用を避けることと共用器具の消毒

接触感染を防ぐため不特定多数が触るところの消毒を行い、接触感染を防ぐ

- できるかぎり1車1人制とする
- 始業前、終業時にハンドル、チェンジレバー、ドアノブ、端末のボタンなど手で触れる頻度の多いところをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り消毒を行う

6) 全般的な対策

- 手洗いの励行
(休憩時など手洗いが可能な環境では必ず手洗いを実施する)
- 周囲に広げない対策として、対面時にはマスク（ガーゼ、布マスク可）を着用する

<関連情報リンク>

^{*5)} 厚生労働省・経済産業省 新型コロナウイルス対策 身の周りを清潔にしましょう。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

^{*6)} アルコール検知器協議会 アルコール除菌剤等によるアルコール検知器への影響について
<https://j-bac.org/files/files20200317130408.pdf>

適正化事業のページ

令和2年度 安全性優良事業所「支局長表彰」について

- ◇ 申請期間 令和2年7月27日(月) から7月31日(金)
- ◇ 受付時間 午前9時から午後5時
- ◇ 申請場所 大阪府トラック総合会館5階 適正化事業部
- ◇ 対象事業所 認定を連続して10年以上受けている事業所
- | | | |
|----------|------------|------------|
| 最新の認定証番号 | 199****(5) | 280****(4) |
| | 189****(4) | 199****(4) |
| | 280****(3) | 290****(3) |
| | 189****(3) | |

以上7種類の番号の認定証をお持ちの事業所が対象となります。

< 問い合わせ先・資料請求先 >

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関
(一般社団法人大阪府トラック協会 適正化事業部)
TEL. 06-6965-4024 / FAX. 06-6965-1902

環境にやさしい運転を…

- 不要なアイドリングはやめよう。
- 空ぶかしはやめよう。
- 急発進・急加速はやめよう。



2020年度 安全性評価事業(Gマーク)について

1. 今年度は郵送による申請となります。

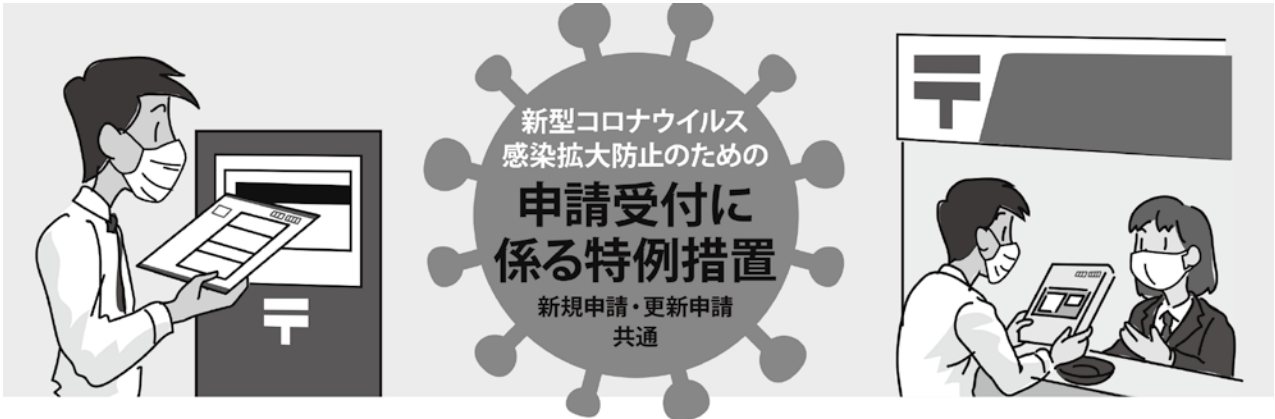
①	申請書類を郵送する際には簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送してください。 ※別添の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための申請受付に係る特例措置」に発送方法を記載しています。
②	申請書1枚目の「①申請者 控」を郵送で返却希望の場合は返信用封筒(長3)に84円切手を貼り、返送先を記入の上、申請書類に同梱してください。
③	送付先 〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 一般社団法人 大阪府トラック協会 適正化事業部

2. 資料作成時の注意点

①	提出書類は全てA4サイズで提出してください。
②	インデックス 「運輸安全マネジメントに対する取組状況」および「安全性に対する取組状況」の添付資料は、資料NO毎に市販のインデックスまたはインデックスシールを付けてください。
③	マーカーを付してください ○「役職員名簿」の運転者 ○「安全性に対する取組状況」の添付資料中の出席者・交通事故防止に係る内容等

○詳しくは全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

お問合せ：大阪府トラック協会 適正化事業部 06-6965-4024



原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とします。(7月1日～14日必着)
 申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。
 原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。
 ※ 受付後、地方実施機関からFAXにて申請者(控え)を返送もしくは電話にて受付受理を連絡します。

注意事項

- 申請書、申請書類が全てあるか申請案内16ページで確認して下さい。
- 申請書、申請書類は必ずファイルに綴じて、書類がバラバラにならないようにして送付して下さい。
- 申請書4枚組、自認書3枚組(複写式は4枚)全てのページに必ず印(2カ所)を押して下さい。



発送方法

※ 申請書類を発送した際、送り状番号(お問い合わせ番号)が記載された控えを必ず保管して下さい。
 控えがないと、申請受付時のトラブルへの対応ができませんのでご注意ください。

信書が送れるもの、かつ、対面で受け取り出来るもの



一般書留郵便
簡易書留郵便

レターパックプラス

信書便
(信書用宅記便)

受付可

地方実施機関



信書が送れないもの、または、受け取りがポスト投函となるもの



普通郵便
特定記録郵便

レターパックライト

宅記便

受付不可

「あかん!くるまの不正改造!」

6月は「不正改造車排除運動」強化月間です

我が国の自動車保有台数は、令和元年10月末現在で8,200万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善状況がみられるものの、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な変更等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、令和2年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

この期間中、近畿運輸局が中心となって、次のような行事が展開されます。

- ① 広報活動の推進
- ② 不正改造車を対象とした街頭検査及び指導の実施
- ③ 不正改造の防止に関する研修会及び講習会の開催
- ④ 不正改造車に重点をおいた監査及び査察の実施
- ⑤ 不正改造車に関する情報の収集及び調査

当協会としても、この運動の趣旨に賛同し、積極的に協力することとしましたので、会員各位におかれては、特に次の事項に留意され、不正改造車の排除に努めて下さい。

記

- ① 「不正改造車排除運動」のポスター等は運動期間以降も継続して掲示すること。
- ② 保安基準に適合する車両を使用すること。
- ③ 登録後に車両の改造が必要となった場合、自動車整備事業者、自動車販売店に相談し、正規の手続きを行い、不正な二次架装の防止を徹底すること。
- ④ 運転者に対し、本運動の主旨、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、速度制限装置の不適切な取り外し及び燃料ポンプの封印の取り外し等によるディーゼル黒煙の悪化の防止、騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着についても周知・指導を行うこと。
- ⑤ 運動実施責任者を選任するとともに、従業員等の車両を含む所有車両、整備実施体制及び管理体制等について点検を行うこと。
- ⑥ 保安基準の緩和車両は保安上の制限（積載物品等の制限）を遵守して使用すること。
- ⑦ 不正改造車等に関する情報提供・ご相談・お問い合わせは、
近畿運輸局（06-6949-6453 不正改造車・黒煙相談窓口）、
大阪運輸支局（072-822-4374 不正改造車・黒煙相談窓口）
で受付けています。（受付時間 午前9時～午後5時）

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

大阪府からのお知らせ

事業主・求職活動をされている皆さんへ

働くのは、**私!**

私自身を見てくたさい。

就職差別
させない、
しない、

就職差別撤廃月間
6月1日～30日



6月は就職差別撤廃月間です

就職差別
110番

TEL》06-6210-9518

月間中(閉庁日を除く)
受付時間 午前10時～午後6時

E-mail》rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp 月間中、随時受け付けます

就職差別についての問い合わせ・連絡は 大阪府商工労働部雇用推進室 <http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-tepai-syusyosabe.html>

大 阪 府

知っていますか？ 電波のルール

～ 不法無線局取締り強化のお知らせ ～

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護に取り組んでいます。

特に6月は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に併せて、不法無線局の取締りを強化します。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などの機器から出される不法電波は、消防・救急、鉄道、防災などの重要な無線通信を妨害し、国民生活の「安心・安全」に支障をきたすことがあります。

無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう。

不法な無線機器を使用すると、電波法により処罰の対象となります。

免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して出力を大きくするなど、指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

知っていますか？ 電波のルール。

正しい利用が暮らしの安心・安全を守ります。



- 無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。
- 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- 外国規格の無線機器にはご注意ください。

電波は消防、救急、防災、医療機器など、私たちの暮らしの安心・安全のために使われています。不法電波は、そんな大切な通信を妨害します。

総務省 近畿総合通信局
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
電波利用



2020.05

睡眠時無呼吸症候群(SAS) スクリーニング検査 申込み受付中!

大ト協の助成金事業がはじまりました

お申込書に必要
事項を記入し
原本をOCHISへ

パルちゃんを
宅配便で会社
お届け

検査は
パルちゃんを
つけて一晩眠る
だけ!

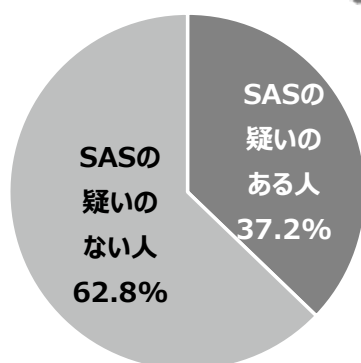


検査内容	検査料金 (お一人様あたり)	検査機器の送料	
パルちゃんによる検査 (睡眠に関するアンケート付き)	5,000円 (税別) ですが 2,500円の助成金が出ます! ※1	【貸出時】 当法人負担 ※2	【返却時】 事業者様 ご負担

※1 検査助成の詳細については、トラック協会より配布されたご案内 (トラック広報5月号付属) をご確認ください

※2 1回あたり、3名様未満でのお申込みの場合は、別途送料を請求させていただきます

トラックドライバーの3人に1人以上がSASの疑い!



SASは良質な睡眠を妨げ、
感染症、熱中症のリスクを
高め、高血圧、糖尿病など
の生活習慣病も悪化させま
す。

早期発見、早期治療を!

※2019年度 OCHISで実施したSASスクリーニング検査10,960人の分析

(公社) 全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関
(一社) 大阪府トラック協会 SAS検査受託機関



NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

ヘルスケアネットワーク

検索

TEL: 06-6965-3666
URL: <https://www.ochis-net.jp/>

FAX: 06-6965-5261
E-mail: sas@ochis-net.com

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を 新規契約推進キャンペーン実施中(4/1~9/30)

新型コロナウイルス感染拡大による世界恐慌以来といわれる経済危機で貨物輸送量の減少が見込まれ経営の困難が増大しています。一方で、交通量が減ったことで交通事故が減少しているにもかかわらず、一部の都市部では、スピードの出しすぎによる死亡事故が増加していることから、警戒が呼びかけられています。

当組合では、貨物運送事業者の皆さまが直面する交通事故のリスクに備えて共済商品やサービスを提供し、協同組合のメリットを生かして経営の一助となるよう努力しております。現在、新規契約の獲得キャンペーンを実施し、積極的な新規契約勧誘活動をすすめておりますので、ぜひ当組合の自動車共済契約をご検討願います。

新規契約推進キャンペーンの内容

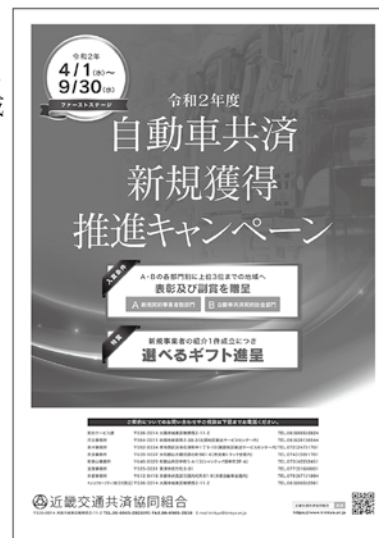
期間中の新規契約について、事業者数(2件以上)部門、自動車共済掛金(20万円以上)部門のそれぞれ上位3地域に対し副賞を添えて表彰します。

また、特賞として、新規事業者紹介1件成立につき、選べるギフト(6,000円相当)を贈呈します。

自賠責共済契約獲得キャンペーンも実施中

期間中に、新規自賠責共済契約獲得件数の上位10代理店に対して景品を進呈します。

また、特賞として、新規自賠責共済代理店の紹介1件成立につき景品を進呈します。



大阪地域 令和2年度の契約推進目標

新規契約推進にご協力よろしくお願いいたします。

今年度の当組合の契約目標台数は、対人53,100台、搭乗者30,300台、対物51,700台、車両22,000台、自賠責6,500台と設定いたしました。地域の目標台数は下表のとおりです。目標達成に向け、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

《各地域の契約推進目標(台数)》

	対人共済		搭乗者共済		対物共済		車両共済	
	元年度末	目標	元年度末	目標	元年度末	目標	元年度末	目標
河北	7,866	7,905	4,136	4,220	7,336	7,385	2,942	2,960
中央	771	775	470	475	754	756	195	196
西	1,014	1,020	552	555	969	975	482	485
浪速南	812	820	591	600	781	785	277	280
大正	801	805	408	410	701	705	375	380
第六	1,526	1,530	521	525	1,460	1,470	347	350
北大阪	2,265	2,285	744	750	2,236	2,260	621	630
東北	4,032	4,050	2,373	2,390	4,021	4,055	1,530	1,540
南大阪	2,333	2,350	1,603	1,610	2,285	2,310	1,456	1,470
東大阪	5,228	5,260	3,239	3,265	5,131	5,170	2,235	2,250
泉州	6,372	6,410	3,382	3,410	6,210	6,255	2,708	2,730
港	419	420	301	305	432	434	243	245

お問い合わせ・ご連絡は 当組合契約サービス課 06-6965-2824 まで

D.K 大貨健保のページ

～大貨健保に加入のみなさまへ～

住所が変わったら・・・

健保への届け出が必要です！！

引っ越しなどで被保険者(従業員)の住所が変わった際には、すみやかに事業所から大貨健保へ「健康保険 厚生年金 被保険者住所変更届」を提出してください。

最近、大貨健保からご自宅あてに送付した郵送物が、「宛所不明」で戻ってくるケースが多く発生しています。

加入員のみなさんへの大切なお知らせをお届けすることができませんので、いま一度住所の確認をお願いいたします。



申請書の郵送、ご不明の点は、業務係(適用担当)
☎06-6965-4051 へお問い合わせください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金 加入年数	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

今月の 「Let's Try Cooking 1. 2. 3」

学校法人行吉学園 発行
神戸女子大学・神戸女子短期大学食物研究会 編集
「食物と健康」No.165 より掲載
<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp>



オレンジ寒天

【材料】1個分

寒天	0.5g
水	30g
砂糖	20g
オレンジジュース(果汁100%)	70ml

【作り方】

- 寒天と水を鍋に入れて混ぜ、加熱しながらよく混ぜて1分間沸騰させる。
- 砂糖を加えて煮沸かし、オレンジジュース または ねりあん を加えて荒熱をとってから器に入れて冷やし固める。
- お好みで果実や生クリーム等を添える。

※写真では、・オレンジ寒天に、オレンジ果肉、いちご、ブルーベリー、ミントを使用。
・水ようかんに、小豆の甘露煮、栗の甘露煮、抹茶入り生クリームを使用。

【栄養DATA】1個分

エネルギー	107kcal	カルシウム	7mg
たんぱく質	0.6g	鉄	0.1mg
脂質	0g	食塩相当量	0g
食物繊維	0.6g		

水ようかん

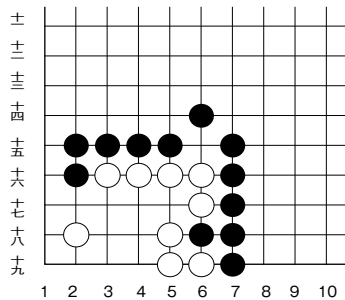
【材料】1個分

寒天	0.5g
水	60g
砂糖	10g
ねりあん	40g

【栄養DATA】1個分

エネルギー	101kcal	カルシウム	11mg
たんぱく質	3.9g	鉄	1.2mg
脂質	0.2g	食塩相当量	0g
食物繊維	3.1g		

【問題】



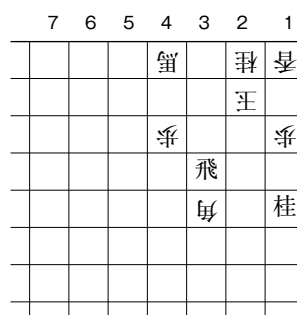
★黒先

詰碁新題

【ヒント】

白の欠陥について、あざやかに仕留めてください。5分で二段、10分で初段です。

【問題】



★持駒 金一桂

詰将棋新題

【ヒント】

馬を取っては失敗。5分で初段。九手詰。

近畿地区軽油価格調査集計表(2020年4月分)

全ト協調会

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	86.22	70.25	82.21

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX T G エネルギー	75.05	69.73	82.55
出 光	76.00	72.22	79.30
昭和シェル	123.00	77.95	75.50
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	79.65	68.55	81.93
その他	81.57	70.13	83.78

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	87.03	70.61	83.56
30～50キロリットル未満	76.50	69.14	75.15
50～100キロリットル未満		70.27	75.25
100キロリットル以上			

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	92.63	68.07	82.60
30～60日未満	84.98	70.46	81.51
60日以上	70.50	74.53	88.58

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年12月	105.12	96.94	103.63
2020年1月	104.03	98.64	105.01
2020年2月	106.05	93.09	100.35
2020年3月	94.64	83.30	91.03
2020年4月	86.22	70.25	82.21

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

(2020年4月度)

大ト協調会

※消費税抜き価格です

項目	スタ ン ド 買 い		ロ ー リ ー 買 い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
元売別				
エネオス	101.1	84.0	71.7	67.5
出 光	97.2	83.0	81.1	67.1
昭和シェル	102.8	91.5	69.7	67.8
モービル				
エッソ			69.7	67.9
ゼネラル			70.8	69.5
キグナス				
コスモ	91.5	83.0	74.4	68.0
その他	105.6	91.5	71.6	67.5
全 社	(加重平均値)99.9	(最低価格)83.0	(加重平均値)73.5	(最低価格)67.1

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事 前 届 出					
		件 数			台 数		
		2月	3月	4月	2月	3月	4月
特別積合せ	増 車	29	33	17	50	76	31
	減 車	25	42	13	41	101	37
一 般	増 車	(9)535	(18)692	(11)552	(47)927	(93)1,333	(54)970
	減 車	413	720	503	726	1,310	842
特 定	増 車	0	0	0	0	0	0
	減 車	0	0	0	0	0	0
合 計	増 車	(9)564	(18)725	(11)569	(47)977	(93)1,409	(54)1,001
	減 車	438	762	516	767	1,411	879

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

◎運行管理者等指導講習業務

(2020年4月末現在)

区分 年月	一般講習				基礎講習		特別講習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
2020年4月	0	0	0	0	0	0	0	0
2020年度累計	0	0	0	0	0	0	0	0

◎適性診断業務

(2020年4月末現在)

区分 年月	受診者数						合計
	任意		義務				
	一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
2020年4月	600	0	359	28	5	0	992
2020年度累計	600	0	359	28	5	0	992

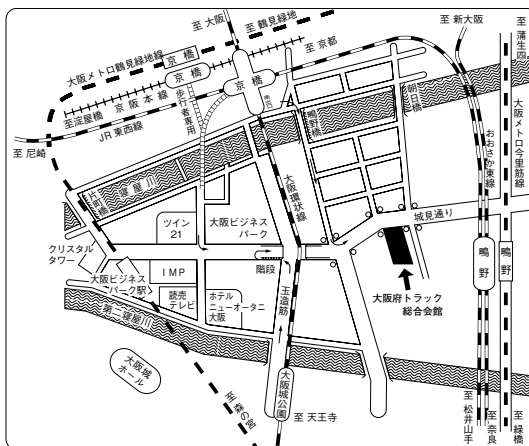
お悔やみ申し上げます

西中運送(株) (東大阪市南四条町2ノ23=東大阪支
部) 社長 西中忠義殿、5月19日死去、75歳。葬儀
は近親者のみで執り行われた。



大阪府トラック総合会館

● 交通のご案内 ●



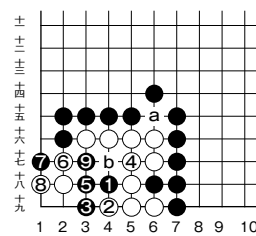
- JR大阪環状線・・・・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・・・・
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ鶴見緑地線・・・・
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・・
「鳴野」徒歩約15分

【正解手順】
3三金 同桂 2四飛
3一玉 2二飛成 同玉
3四桂 3一玉
2二金

(詰め上がり図)

7	6	5	4	3	2	1
			銀	王		皇
					金	
			歩	歩	桂	歩
				桂		
				馬		桂

詰め将棋【解答】



黒1のツケが急所です。白2は黒3とアテて、白4とツゲます。そこで黒5のツギにまわり、白6に広げてきたとき、黒7にハネてスペースを狭めます。白8、黒9で白は押す手がありません。白死です。黒1のツケに対して白5の反撃は、黒2とアテて、白4ツギのあと、黒6、白9、黒8で白死です。また黒1に白6は黒2、白4、黒9、白5、黒aと打って仕留めます。初手を黒5とツケる手は異筋で白9、黒1、白b、黒6、白3で生きられてしまいま

【解答】 黒先白死

詰め囲碁【解答】

令和2年度トラック広報連載企画 「活躍する若手トラックドライバー」 取材協力をお願い

トラック広報では令和元年度、「我が社の取り組み」と題しまして、会員事業者の社長様等に各社の人材採用等の取り組みについてインタビューさせて頂き、連載企画として掲載してまいりました。

令和2年度のトラック広報（令和2年4月号～令和3年3月号）の連載企画では、現在若年世代を中心にトラックドライバー不足が深刻な課題となっている中、会員事業者様で活躍されている入社3～5年の若手ドライバー（35歳くらいまで）の方の特集記事を掲載しております。

つきましては取材にご協力いただける会員事業者様を募集させていただきますので、下記によりFAXにてご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（ご応募頂きました事業者様には事務局よりお電話させていただきます。）

※ 内容については、次のような内容としております。

【日常の業務やドライバーになったきっかけ、将来の夢、入社時と比べての現在の心境、休日の過ごし方等についてインタビュー・可能な範囲内の業務の同行取材・上司の方のインタビュー・将来ドライバーを目指される方へのメッセージ動画（ホームページに掲載）】

※ 掲載回数に限りがございますので、たくさんのご応募を頂いた際は当協会にて選定させて頂く場合がございます。（大ト協ではドライバー不足問題の解消に向けて今後もさまざまな取り組みを検討いたしますので、その他の機会でもご協力いただければ幸いです。）

※ 5・6月号について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特集記事の取材を休止させていただきましたが、次号以降、新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府の発表等を踏まえて取材をさせていただきます。

記

（一社）大阪府トラック協会 企画室 宛

FAX：06-6965-4019

- ① 貴社名 _____
- ② 支部名 _____
- ③ 取材対象となるドライバーについて 入社して（ _____ 年目）・年齢（ _____ 歳）
- ④ ご担当者名 _____
- ⑤ 電話番号 _____

お問い合わせはこちらまで **TEL：06-6965-4001**

（一社）大阪府トラック協会 企画室

COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項 新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



手順①

手指を
アルコール除菌



手順②

石鹸で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用



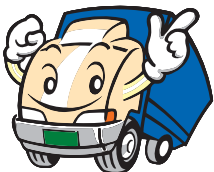
手順④

手指を
アルコール除菌



- ◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
 - ◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
 - ◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。
- ※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。

J-BAC アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM



トラ坊
(一社)大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 大阪府トラック協会
専務理事 滝口 敬介

トラック広報 2020年6月号(通巻678号)
令和2年6月15日発行(毎月1回15日発行)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL 06-6965-4000(代表) FAX 06-6965-4019
ホームページ <http://www.truck.or.jp/>